

各教育・保育給付認定保護者の皆様

鴨島中央認定こども園
園長 稲井 仁美

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和4年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額※を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、個別にお問い合わせください。

※令和元年10月より3歳以上の利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化事業により0円となっています。

(参考)「法定代理受領」通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。

・吉野川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日条例第55号）第14条の規定に基づき、特定教育・保育施設等は法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和4年度の実績を御報告するものです。なお、実績を報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

令和4年度の公定価格の額について

鴨島中央認定こども園における令和4年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。
これをもとに、施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知をお願いいたします。

教区標準時間認定(1号認定)

認定区分		4・5歳児	3歳児
教育標準時間	4月	96,820	113,030
	5月	95,880	112,090
	6月	95,880	112,090
	7月	91,840	108,050
	8月	92,780	108,990
	9月	93,840	110,050
	10月	95,560	111,770
	11月	95,560	111,770
	12月	95,560	111,770
	1月	95,560	111,770
	2月	94,460	110,670
	3月	101,000	117,210

保育標準時間認定(2・3号認定)

認定区分		4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
保育標準時間	4月	45,570	61,250	110,110	0
	5月	45,520	61,200	110,060	0
	6月	45,500	61,180	110,040	0
	7月	45,420	61,100	109,960	0
	8月	45,400	61,080	109,940	0
	9月	45,380	61,060	109,920	0
	10月	46,870	62,550	111,410	0
	11月	46,870	62,550	111,410	0
	12月	46,900	62,580	111,440	0
	1月	46,900	62,580	111,440	0
	2月	46,900	62,580	111,440	0
	3月	46,190	61,870	110,730	0

保育短時間認定(2・3号認定)

認定区分		4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
保育短時間	4月	41,730	57,410	106,080	0
	5月	41,680	57,360	106,030	0
	6月	41,660	57,340	106,010	0
	7月	41,580	57,260	105,930	0
	8月	41,560	57,240	105,910	0
	9月	41,540	57,220	105,890	0
	10月	43,030	58,710	107,380	0
	11月	43,030	58,710	107,380	0
	12月	43,060	58,740	107,410	0
	1月	43,060	58,740	107,410	0
	2月	43,060	58,740	107,410	0
	3月	42,350	58,030	106,700	0

(注) 上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額である。